

民生常任委員会 審査順序

- 陳情提出者からの趣旨説明

令和3年陳情第3号 核兵器禁止条約に署名・批准を求める陳情

- 請願・陳情審査

令和2年請願第2号 日本政府に核兵器禁止条約への署名・批准を求める意見書の提出を求める請願

令和3年陳情第3号 核兵器禁止条約に署名・批准を求める陳情

- 陳情提出者からの趣旨説明

令和3年陳情第1号 国立病院の機能強化を求める陳情

- 陳情審査

令和3年陳情第1号 国立病院の機能強化を求める陳情

[民生協議会]

- 所管事項の報告について

- 1 八戸市国民健康保険条例の一部を改正する条例に係る専決処分について
- 2 八戸市国民健康保険税条例の一部を改正する条例に係る専決処分について
- 3 八戸市介護保険条例の一部を改正する条例の制定に係る専決処分について

○民生常任委員会付託

番 号	令和2年請願第2号	受理年月日	令和2年11月20日
件 名	日本政府に核兵器禁止条約への署名・批准を求める意見書の提出を求める請願		
提 出 者	八戸市小中野2丁目9-14 青森県原爆被害者の会 会長 藤田 和矩		
紹介議員	吉田 淳一、伊藤 圓子		
要 旨			
<p>1 請願の理由</p> <p>国連創立75周年の10月24日、核兵器禁止条約は、発効に必要な50の批准国に達しました。条約は90日後の2021年1月22日に発効し、核兵器は開発、実験、製造、貯蔵、使用、威嚇など全ての活動が国際法によって違法とされます。これは、原水爆の禁止を訴え続けた被爆者をはじめ内外の広範な市民社会の運動と圧倒的多数の政府の粘り強い努力と共同が実を結んだものです。</p> <p>一方で、世界にはなお1万発を大きく超える核兵器が配備、貯蔵されています。核大国は、自国の核を安全の保証と主張し、禁止条約に反対していますが、多数の国は核兵器禁止条約を支持し、核保有国や核依存国でも多くの人々が核兵器の廃絶を求めています。禁止条約により、核兵器は人類の生存を危うくするものという合意がなされ、新たな段階に入ろうとしています。</p> <p>日本政府は、禁止条約をアプローチが違うなどといって反対しています。しかし、核兵器がもたらすものは安全でも抑止でもなく、被爆者が地獄と呼ぶヒロシマ・ナガサキの再来であり、人類の絶滅に通じるものです。</p> <p>核兵器禁止条約が発効する今、唯一の戦争被爆国として日本政府は、核兵器のない世界のために努力する先頭に立つべきです。</p> <p>そのために政府に対して、核兵器禁止条約の署名・批准を求める意見書の提出を請願します。</p> <p>2 請願項目</p> <p>政府に対して、核兵器禁止条約を早期に署名・批准すること。それまでは、オブザーバーとして締約国会合及び検討会議に参加することを求める意見書を提出してください。</p>			

○民生常任委員会付託

番 号	令和3年陳情第3号	受理年月日	令和3年2月16日
件 名	核兵器禁止条約に署名・批准を求める陳情		
提 出 者	八戸市鳥屋部町1-2 板橋ビル3階 新日本婦人の会 八戸支部 支部長 一山 恭		
紹介議員			
要 旨			
<p>陳情項目</p> <p>日本政府は、2017年7月7日国連で採択され、2021年1月22日に発効した核兵器禁止条約に、直ちに調印、批准し、唯一の被爆国として核兵器全面禁止・廃絶責務を果たすよう、総理大臣、外務大臣宛てに、意見書の提出を陳情します。</p> <p>陳情理由</p> <p>核兵器禁止条約は、2017年7月7日、国連加盟国の3分の2に当たる122か国の賛成で採択され、国連創設デーの2020年10月24日、発効に必要な50か国の批准を達成し——現在は52カ国となりました——2021年1月22日に効力を発することとなりました。</p> <p>条約は前文で、ヒバクシャの許容しがたい苦しみと被害に留意し、核兵器のいかなる使用も人道の原則に反対すると明記し、開発、実験、生産、保有、使用と威嚇まで、核兵器に関わるあらゆる活動を全面的に禁止しています。原子力兵器の撤廃を掲げた国連総会の第1号決議（1946年1月）の実現へ、歴史的な一歩です。核兵器を違法とする初の国際条約ができることにより、自国の安全保障を理由に核兵器を持ち続けることは正当化できなくなります。</p> <p>国連のグテーレス事務総長は、条約の発効が確定したことを受け、この条約を強く求めてきた多くの核爆発や核実験の被害者にささげられるものであり、核兵器の使用がもたらす破滅的な人道上的結末に注意の目を向けさせてきた、世界中の運動の成果だと述べました。心と体に癒えることのない傷を抱えながら、自らの体験を語り、人類と核兵器は共存できないと訴えてきた広島、長崎の被爆者とともに、核兵器のない世界を目指してきた日本と世界の市民社会、国連や各国政府の共同の力でつくった条約です。</p> <p>世界が核兵器廃絶へ大きな一歩を踏み出す中、日本政府は保有国と非保有国を分断するものなどと、核兵器禁止条約に反対し続けています。唯一の戦争被爆国として核兵器廃絶をリードすると言いながら、核兵器廃絶への道筋を示した核兵器禁止条約に</p>			

背を向ける日本政府の姿勢は、国際的にも厳しく批判されています。世論調査では7割の国民が日本は核兵器禁止条約に参加すべきだとしています。国際社会と国民の声に応え、日本は直ちに核兵器禁止条約に署名・批准し、唯一の戦争被爆国としての役割を果たすときです。

500以上の地方議会が、国に核兵器禁止条約への参加を求める意見書を採択しています。八戸市議会におきましてもぜひ意見書を提出していただくよう、お願いいたします。

日本政府に核兵器禁止条約への署名・批准を求める意見書の提出を求める請願及び 核兵器禁止条約に署名・批准を求める陳情について

1 核兵器禁止条約の概要

(1) 条約の内容

核兵器のない世界を目指し、核兵器やその他の核爆発装置の開発、製造、保有のほか、これらの兵器の使用などを含め、ありとあらゆる核兵器関連の活動を禁じる。

(2) 条約の採択

平成29年7月7日に、国連本部の条約交渉会議において、核保有国や我が国などを除いた122カ国の賛成多数で採択された。

(3) 条約の発効

平成29年9月20日から各国の署名が始まり、50カ国以上による批准を得られた場合、90日後に発効される。

↓

令和2年10月24日に批准国が50カ国に達したため、90日後の令和3年1月22日に条約発効。

〔令和2年12月4日現在 署名国：85カ国、批准国：50カ国〕

↓

〔令和3年2月19日現在 署名国：86カ国、批准国：54カ国〕

2 我が国の動き

(1) 核兵器禁止条約について（平成29年7月11日岸田外務大臣会見記録抜粋）

『我が国の基本的な考え方は従来から申し上げているように、二つの大切な認識（核兵器の非人道性に対する正確な認識とそして厳しい安全保障環境に対する冷静な認識）に基づいて、核兵器国と非核兵器国の協力の下に、現実的・実践的な取組を積み重ねていくというものであります。今回採択された条約は、こうした我が国の「核兵器のない世界」を目指す我が国の考え方とアプローチを異にしている、このように考えています。我が国としましては、核兵器国と非核兵器国の対立が深刻化する中であって、是非、両者の信頼関係の再構築が最大の課題であると考えています。そういった考えに基づいて現実的・実践的な取組をリードしていきたい、このように考えています。』

(2) 核軍縮の実質的な進展のための賢人会議

核保有国・非保有国双方の国々の信頼関係を再構築し、核軍縮の実質的な進展に資する提言を行うための会議で、日本人有識者と核兵器国、中道国、核兵器禁止条約推進国の外国人有識者の計17名の委員で構成される。

平成29年に広島市において第1回会合が開催され、令和元年7月22日及び23日に東京都において開催された第5回会合では、これまでの賢人会議の議論を総括する報告書を作成することとし、令和元年10月21日「議長レポート」として、若宮外務副大臣へ提出された。政府としては、提出されたレポートやこれまでの賢人会議の議論の成果を踏まえつつ、2020年NPT（核兵器不拡散条約）運用検討会議（新型コロナウイルス感染拡大を受け延期）を見据えて、関係国とも連携しながら、国際的な議論の進展に積極的に貢献していく方針としている。

なお、賢人会議における議論の成果のフォローアップ及び更なる発展を目的として、令和2年3月6日に東京都において、核兵器国・非核兵器国計9カ国の政府関係者と民間有識者による「核軍縮の実質的な進展のための1.5トラック会合」が開催され、透明性・核リスク低減及び核軍縮・不拡散教育のための具体的措置に関して議論を深め、2020年NPT運用検討会議の意義ある成果に向けて、前向きな機運を醸成していくことで認識を共有している。

(3) 核兵器廃絶決議案の国連総会本会議での採択

核兵器廃絶決議案は平成 6 年以来、我が国（共同提案含む）が毎年国連に提出し、採択されており、昨年は 12 月 8 日に国連総会本会議において、核兵器廃絶決議案（核兵器のない世界に向けた共同行動の指針と未来志向の対話）が 150 カ国の賛成多数で採択されている。

この決議案は、核兵器の究極的な廃絶へのコミットメントを再確認するとともに、NPT 体制の維持・強化に向け、核軍縮において国際社会が一致して直ちに取り組むべき行動の指針と未来志向の対話の重要性を強調している。

(4) 批准国 50 カ国達成後の動き

令和 2 年 10 月 26 日加藤官房長官は定例記者会見で、「条約が目指す核廃絶というゴールは、我が国も共有しているが、安全保障上の脅威に適切に対処しながら現実的に核軍縮を前進させていくことを追求する我が国のアプローチとは異なるため、署名は行わない」と述べている。

また、条約発効後の締約国会議の日本開催案について、令和 2 年 11 月 5 日菅総理大臣は参議院予算委員会で、「締約国ではない我が国で会議を開催するのは不適切である」と否定的な見解を示し、会議へのオブザーバー参加にも慎重な姿勢を見せている。

条約発効日である令和 3 年 1 月 22 日に菅総理大臣は参議院本会議で、「我が国の立場に照らし、条約に署名する考えはない」とし、会議へのオブザーバー参加へも「慎重に見極める必要がある」と条約発効前と変わらぬ見解を示した。

3 八戸市議会の取組

平成 7 年 6 月 21 日に「八戸市平和都市宣言」を市議会の総意により決議
内容：恒久平和の実現とあらゆる国の核兵器の廃絶

4 八戸市の取組

- ・「原水爆禁止国民平和大行進」への市長メッセージの送付
- ・原爆死没者の慰霊並びに平和祈念の黙とう
- ・「ヒロシマ・ナガサキの被爆者が訴える核兵器廃絶国際署名」への署名 等

○民生常任委員会付託

番 号	令和3年陳情第1号	受理年月日	令和3年2月8日
件 名	国立病院の機能強化を求める陳情		
提 出 者	八戸市吹上三丁目13-1 国立病院機構八戸病院気付 全日本国立医療労働組合八戸支部 支部長 榎本 とし		
紹介議員			
要 旨			
<p>陳情の理由</p> <p>戦後最悪といえるCOVID-19（以下「新型コロナ」と表記）感染拡大によって、日本の感染症対策のみならず医療体制そのものの脆弱さが浮き彫りとなりました。</p> <p>また、新型コロナ患者の受入れは、受け入れることによってその他疾病患者の受診、入院が激減するなど病院経営を圧迫することから、民間医療機関では慎重にならざるを得ない実態も明らかになりました。このように経営問題等を考えれば、新興感染症の患者受入れは公的医療機関が中心に行わざるを得ないのが現状です。</p> <p>国民の命と健康を守るのは国の責務です。そのためにも全都道府県にネットワークを持つ、国立高度専門医療研究センター及び国立病院機構病院（以下「国立病院」と表記）の診療、研究に関わる必要な経費に国費を投入し、新興感染症対策など採算の取れないセーフティーネット系医療において中心的役割を果たすよう機能強化することが、地域医療を守り、充実させるためにも大変重要であると考えます。</p> <p>また、新型コロナ蔓延時には、人工呼吸器やECMO——人工心肺装置等医療機器や取り扱うスタッフが不足し、重症患者への対応が十分にできませんでした。さらに現場では、マスクや個人防護服などの必要物品が欠乏し、大幅な人員不足な上に、十分な感染対策もできないまま患者対応をせざるを得ない状況にも陥りました。このように、必要な人員、医療機器、物品が欠乏し、国民の命が救えないなどという状況になることがないように、国が責任を持って対策に取り組むことが必要です。</p> <p>国立病院の機能強化を図り、国が憲法第25条に規定された国民の生存権を保障するとともに国の社会的使命を果たすよう、下記事項について決議いただき関係機関に意見書を提出いただきますよう要望いたします。</p>			

陳情項目

1. コロナ等の感染症や大規模災害から国民の命を守るため、国立病院を機能強化すること。
 - ①国の責任において、国立病院に新興・再興感染症対策に十分に対応できる専門病床を設置し、人工呼吸器やECMO等の医療機器の整備を進めること。
 - ②大規模災害等の発生時においても、患者、国民に万全な医療が提供できるよう国立病院の機能強化を図ること。
2. 国立病院の機能強化に必要な財源は、国の責任で確保すること。
3. 国立病院の機能強化を図るために、医師、看護師をはじめ全ての職員を増員すること。

令和3年陳情第1号 国立病院の機能強化を求める陳情

陳情項目

1. コロナ等の感染症や大規模災害から国民の命を守るため、国立病院を機能強化すること。
 - ①国の責任において、国立病院に新興・再興感染症対策に十分に対応できる専門病床を設置し、人工呼吸器やECMO等の医療機器の整備を進めること。
 - ②大規模災害等の発生時においても、患者、国民に万全な医療が提供できるよう国立病院の機能強化を図ること。
2. 国立病院の機能強化に必要な財源は、国の責任で確保すること。
3. 国立病院の機能強化を図るために、医師、看護師をはじめ全ての職員を増員すること。

1 独立行政法人国立病院機構について

- (1) 設立年月日 平成16年4月1日
- (2) 根拠法 独立行政法人国立病院機構法（平成14年法律第191号）
- (3) 業務
 - ① 医療の提供
 - ② 医療に関する調査及び研究
 - ③ 医療に関する技術者の研修
 - ④ その他附帯する業務
- (4) 病院数 全国140病院
- (5) 病床数 53,223床（令和元年10月1日現在）
- (6) 職員数 約62,000人

2 独立行政法人国立病院機構 八戸病院について

(1) 沿革

年 月	内 容
昭和9年9月	八戸市結核療養所として創設
昭和18年4月	日本医療団に移管
昭和22年4月	厚生省に移管、国立八戸療養所として発足 【結核病床70床】
昭和44年4月	重症心身障害児病床40床併設 【結核病床170床、一般40床（重症心身障害児者）計210床】
昭和46年4月	重症心身障害児病床40床増床 【結核病床120床、一般130床（リハビリ50床、重症心身障害児・者80床、計250床）】
昭和55年4月	国立療養所八戸病院と改称 【結核病床100床、一般150床（リハビリ70床、重症心身障害児・者80床、計250床）】
平成11年10月	結核病床50床廃止 【結核病床50床、一般150床（リハビリ70床、重症心身障害児・者80床、計200床）】
平成15年3月	結核病床閉鎖

	【一般 150 床（リハビリ 70 床、重症心身障害児・者 80 床）】
平成 16 年 4 月	独立行政法人国立病院機構 八戸病院として発足 【一般 138 床（リハビリ 50 床、重症心身障害児者 88 床）】
平成 26 年 6 月	新棟完成 【一般 150 床（リハビリ 50 床、重症心身障害児者 100 床）】

(2) 同病院のはたらき（診療等）

① 内科診療

高血圧症、慢性気管支や肺気腫などの慢性呼吸器疾患、生活習慣病などの診療。

② リハビリテーション科の診療

痴呆や物忘れ等の高次機能障害、心臓・呼吸器・腎臓や糖尿病等に対する運動療法など。

③ 重症心身障害児（者）の診療

乳幼児から中高年までの重症心身障害児者患者の診療。学齢期の患者のため八戸養護学校に分教室があり、生活指導や教育の機会を提供。

④ 小児科外来

育児や発達に関する健康相談、特に障害をお持ちの方の診療。

⑤ 呼吸器外来

呼吸器疾患（治りにくい呼吸器疾患、気管支ぜんそくや頑固な咳・息切れ、呼吸困難や痰の切れが悪いなど）の診療。

⑥ 神経内科外来

神経難病等の診療。

⑦ 摂食・嚥下外来

誤嚥が原因により起こる「誤嚥性肺炎」を起こす可能性のある方に対する専門的な摂食嚥下の検査や治療、リハビリテーション。

⑧ その他

神経難病、高次機能障害、高血圧症や心疾患などの循環器疾患、糖尿病、慢性呼吸器疾患などについて、国における医療の質の向上や標準化を行うための調査研究に関する治験を独自に推進していく。

3 独立行政法人国立病院機構の運営について

独立行政法人国立病院機構の運営に関しては、主管大臣である厚生労働大臣が中期目標を定め、これを踏まえて国立病院機構は中期計画（計画期間 5 年）及び年度計画を作成し、これらに基づき同機構の運営は行われている。

(1) 中期目標の期間

平成 31 年 4 月から令和 6 年 3 月までの 5 年間（第 4 期中期目標）

(2) 中期目標の中での国立病院機構が果たすべき役割〈診療事業〉

① 患者の目線に立った、安心・安全で良質な医療の提供

② 地域の医療需要の変化に対応し、地域医療構想の実現に貢献

③ 介護・福祉との連携や在宅支援の強化など地域包括ケアシステムの構築に貢献

④ 国の危機管理に際して求められる医療について、病院ネットワークを活かし確実に提供

⑤ セーフティネット分野の医療の確実な提供

(3) 中期目標での業務の効率化に関する事項

- ① 効率的な業務運営体制の構築
- ② 経費の節減及び資源の有効活用

※ 中期目標の内容を踏まえて、独立行政法人国立病院機構では中期計画を作成し、果たすべき役割を実施するとともに、特に経営面では、近年の厳しい医療経営環境の中、法人全体として経営の持続的な健全性が保たれるよう経営改善の取組みを進めている。

独立行政法人国立病院機構の政策体系図

国の医療政策における課題・現状

急速に少子高齢化が進む中、我が国では、2025年までに「団塊の世代」が75歳以上となる超高齢社会を迎える。こうした中で、国民一人一人が、医療や介護が必要な状態となっても、できる限り住み慣れた地域で安心して生活を継続できる環境を整備していくことは喫緊の課題である。

また、疾病構造の変化や高齢化の進展、医療技術の進歩、QOL向上を重視した医療への期待の高まり等により、在宅医療のニーズは増加し、多様化している。

厚生労働省の政策目標

【基本目標】安心・信頼してかけられる医療の確保と国民の健康づくりを推進すること

(主な施策目標)

- 効率的かつ質の高い医療を提供するために病床機能の分化・連携を推進するとともに、在宅医療・介護連携を図り、地域包括ケアシステムを構築すること
- 医療従事者の資質の向上を図ること
- 医療情報化の体制整備の普及を推進すること
- 医療安全確保対策の推進を図ること
- 政策医療（国が医療政策として担うべき医療）を推進すること

第4期中期目標期間における法人が果たすべき役割

<診療事業>

- ① 患者の目線に立った、安心・安全で良質な医療の提供
- ② 地域の医療需要の変化に対応し、地域医療構想の実現に貢献
- ③ 介護・福祉との連携や在宅支援の強化など地域包括ケアシステムの構築に貢献
- ④ 国の危機管理に際して求められる医療について、病院ネットワークを活かし確実に提供
- ⑤ セーフティネット分野の医療の確実な提供

<臨床研究事業>

- ① 病院ネットワークを活用した診療情報の収集・分析とこれを用いた臨床疫学研究等の推進及び情報発信機能の強化
- ② 病院ネットワークを活用した治験及びEBM(*)提供のための大規模臨床研究の推進 ※科学的根拠に基づく医療
- ③ 先端的医療機関と研究協力・連携による、先端医療技術の臨床導入の推進

<教育研修事業>

- ① 病院ネットワークを活用した質の高い医療従事者の育成
- ② 地域医療に貢献する医療従事者等に対する研修事業の実施
- ③ 学生に対する卒前教育(臨床実習)の実施

八戸市国民健康保険条例の一部を改正する条例に係る専決処分について

1. 理由

新型インフルエンザ等対策特別措置法の一部改正に伴い、規定の整理をするため、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分したもの

2. 改正の内容

(1) 概要

「新型コロナウイルス感染症」の定義の引用元である新型インフルエンザ等対策特別措置法附則第1条の2が削除されたため、同条第1項に規定の定義内容と同内容を規定するもの

条例附則第10項

新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）附則第1条の2第1項に規定する新型コロナウイルス感染症

↓

新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症をいう。）

(2) 施行期日

公布の日から

3. 処分年月日

令和3年3月9日

八戸市国民健康保険税条例の一部を改正する条例に係る専決処分について

1. 理由

新型インフルエンザ等対策特別措置法の一部改正に伴い、規定の整理をするため、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分したもの。

2. 改正の内容

(1) 概要

八戸市国民健康保険税条例附則第17項に規定している「新型コロナウイルス感染症」の定義の引用元である新型インフルエンザ等対策特別措置法附則第1条の2が削除されたため、同条第1項に規定されていた定義と同内容を規定するもの

条例附則 17 項

新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）附則第1条の2第1項に規定する新型コロナウイルス感染症



新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症をいう。）

(2) 施行期日

公布の日から

3. 処分年月日

令和3年3月9日

八戸市介護保険条例の一部を改正する条例に係る専決処分について

1 理由

新型インフルエンザ対策特別措置法の一部改正に伴い、規定の整理をするため、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分したもの

2 改正の内容

(1) 概要

「新型コロナウイルス感染症」の定義の引用元である新型インフルエンザ等対策特別措置法附則第1条の2が削除されたため、同条第1項に規定されていた定義と同内容を規定するもの

条例附則第9条

新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）附則第1条の2第1項に規定する新型コロナウイルス感染症

↓

新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症をいう。）

(2) 施行期日

公布の日から

3 処分年月日

令和3年3月9日